

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(閣法第七号)(衆議院送付)

) 要旨

本法律案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)の業務の効率性や機動性を高めるため、同法人をいわゆる非公務員型の独立行政法人としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、非公務員型独立行政法人への移行

情報・研修館を非公務員型独立行政法人とするため、特定独立行政法人としていた規定を削除する。

二、秘密保持義務

情報・研修館の役員及び職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課す。

三、役員及び職員の地位

刑法その他の罰則の適用については、情報・研修館の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、罰則

二の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者等に対する罰則を設ける。

五、施行期日

この法律は、一部を除き平成十八年四月一日から施行する。